

**認可外保育施設に入所している第3子以降(3歳未満児)の平成25年度分の保育料を補助します**

児童課 ☎ 66・1107

認可外保育施設に入所している第3子以降の3歳未満児の保育料を補助します。

対象施設 おひさまキッズ、光の園、その他事業所内託児施設など

対象 次のすべてに該当している保護者

- ①世帯で18歳未満の児童を3人以上養育している
- ②第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている
- (15日以上)の月極め利用をしていること。一時保育の利用は不可)

③就労しているなど、市の保育園の入所基準を満たしている(申請月分の実績の提出が必要)

④保護者、児童ともに蒲郡市に住所があること

補助金額 保護者が対象施設に支払った平成25年度分の保育料(ただし、月額5万3千円以内)

提出期限 4月15日(火)  
※詳しくは、児童課へ。

**手当を振り込みます**

児童課 ☎ 66・1108

市遺児手当の3月期支払分(10月～3月分)を3月31日(月)以降に受給者指定の金融機関に振り込みます。確認してお受け取りください。

**新しい高齢者割引タクシーチケットを配布します**

安全安心課 ☎ 66・1156

現在使用中の高齢者割引タクシーチケット(オレンジ色)の有効期限は、3月31日(月)です。

4月1日(火)から使える新しいチケットを配布します。とき 3月24日(月)～

ところ 市民課前ロビー

対象 満70歳以上の方  
持ち物 顔写真付の住民基本台帳カードまたは、後期高齢者医療被保険者証(代理の場合は、利用者本人の住民基本台帳カードまたは後期高齢者医療被保険者証)

※詳しくは、市民課前ロビーへ。



**物品等少額随意契約希望者登録の申請を受け付けます**

契約検査課 ☎ 66・1178

平成26・27年度に市が発注する物品等の契約のうち、「少額の物品の買入れや委託業務などの契約」を希望する方は、蒲郡市物品等少額随意契約希望者登録申請書を提出してください。なお、現在登録をしている方も有効期限が3月31日(月)までです。引き続き登録を希望する方は改めて申請書の提出が必要です。

【定時の受付】 3月3日(月)～31日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

有効期間 4月1日(火)～平成28年3月31日(木)

【随時の受付】 4月1日(火)から随時(土・日曜日、祝日を除く)

有効期間 受付の翌日(休日の場合は休日後の最初の平日)～平成28年3月31日(木)

受付場所 契約検査課  
提出書類 市指定様式は、契約検査課または市ホームページにあります。

※詳しくは、契約検査課へ。

**有害鳥獣の駆除にご協力を**

農林水産課 ☎ 66・1126

有害鳥獣カラス、ヒヨドリ、カワラバト(ドバト)による農作物への被害防止のために、銃具による駆除を行います。ご協力をお願いします。

被害を受けている農家の方は、農林水産課またはJA蒲郡市各支店にあります「有害鳥獣駆除要望書」を提出してください。

とき 3月9日・16日  
各日曜日 日の出～日没  
ところ 市内一円(住宅地は除く)

平成26年 全国一斉

**春の火災予防運動**

3月1日(土)～7日(金)

平成25年度全国統一防火標語

消すまでは 心の警報 ONのまま

空気の乾燥や強風などにより、火災の発生しやすい気候が続いています。防火に対する意識を高めていただき、火災の発生を防止し、尊い命と貴重な財産を守ることを目的に実施します。

火災はちょっとした油断や過信、不注意などから発生しています。暖房器具や調理器具などは適切に使い、異常を感じたらすぐに使用を控え、製造業者や販売店などに問合せをしてください。

— 火災の主な原因 —

- ★ たき火の拡大
- ★ コンロ、ストーブの火
- ★ 電気器具・配線
- ★ たばこの不始末
- ★ 放火(疑い含む)



**住宅用火災警報器**



火災から尊い命、貴重な財産を守るため、寝室・階段に住宅用火災警報器を設置してください。また台所や居室への設置も効果的です。

**住宅用消火器**



火災が発生した場合、消火器による初期消火が有効です。いざという時のために住宅用消火器を備えましょう。

消防本部予防課 ☎ 68・0937